

# 大分県病院局中期事業計画等評価実施要領

令和元年11月15日

(令和6年2月2日最終改正)

大分県病院事業経営改善推進委員会

大分県病院事業経営改善推進委員会(以下「委員会」という。)において、大分県病院局(以下「病院局という。」)の各事業年度にかかる業務の実績に関する評価(以下「事業年度評価」という。)を実施するにあたっては、「大分県病院局中期事業計画等評価基本方針」(平成29年11月 9日決定)を踏まえながら、下記に示した方針及び評価方法等より実施する。

## 1 評価の方針

- (1) 事業年度評価は、基本目標・中期目標の達成に向けた病院局の事業進捗状況を確認する観点から行う。
- (2) 事業年度評価の積重ねをもって計画期間にかかる業務の実績に関する評価(以下、計画期間評価)とし、大分県病院事業中期事業計画(以下「計画」という。)の期間終了時における病院局の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることに留意する。
- (3) 中期事業計画においては、個別の小項目について進捗目標指標が明示されていないため、数値目標の達成状況の評価にはなじまない。このため、「全体評価」として計画全体の進捗を「記述」により評価する。新公立病院改革プラン部分については目標指標が設定されているので、この部分については個別評価で対応する。

## 2 評価の方法

- (1) 事業年度評価は「全体評価」と「個別評価」により行う。
- (2) 「全体評価」は、個別評価の結果等を踏まえつつ、計画全体の進行状況全体について総合的に評価する。
- (3) 「個別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項毎にその実施状況を確認することにより、各年度における計画の各事項の進捗状況を確認する。

## 3 全体評価の具体的方法

個別評価の結果等を踏まえつつ、計画の進捗全体について、記述式により評価する。

## 4 個別評価の具体的方法

「①病院局による評価」と「②委員会における評価」により行い、それぞれの具体的方法は次のとおりとする。

### (1) 病院局による評価

病院局において、年度計画の記載事項毎に以下の4種類によりその進行状況を示すこととなる。

- ・Ⅰ…特筆すべき進捗状況にある。(計画より10%以上進捗がある。)
- ・Ⅱ…良好な実施状況にある。(=計画どおりの内容が実施できている。)
- ・Ⅲ…概ね年度計画どおり実施している。(目標の80%達成)
- ・Ⅳ…計画までの実施ができなかった。

※年度評価は、計画の実施状況を調査分析するものであるが、計画を各年度どの程度実施するかは、年度

計画に示されるものであることから一義的には年度計画の実施状況で判断する。

※上記の判断基準は、計画の進捗状況を判断する際の目安であり、進捗状況に掛かる諸事情を勘案して総合的に判断する。

## (2)委員会による評価

### ①大項目ごとの評価

小項目ごとの評価を踏まえ大項目ごとに以下4種類により計画の進捗状況を示す。

- ・S…特筆すべき進捗状況にある。(小項目の評価全てがⅡ以上であり、かつⅠが1項目以上)
- ・A…良好な進捗状況にある。(小項目の評価全てがⅢ以上であり、かつⅡが2項目以上)
- ・B…計画どおりではない部分もあるが進捗に影響がない程度の進捗状況にある。小項目の評価でⅣが1項目以内)
- ・C…進捗に問題がある。(小項目の評価でⅣが2項目以上)

※上記判断基準は、計画の進捗状況を判断する際の目安であり、病院局を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断する。

### ②小項目ごとの評価

(ア)委員会において、年度計画の記載事項ごとに病院局の評価や計画設定の妥当性を総合的に検証し、年度計画の進捗状況について、上記Ⅰ～Ⅳの4種類の評価を行う

(イ)病院局による評価と委員会の評価が異なる場合は評価理由等をコメント欄に残す。

(ウ)その他、委員会において実施状況を検討した結果、必要がある場合はコメント欄に内容を記載する。

## 5 その他

(1)全体評価及び個別評価は別紙「大分県病院事業中期事業計画取組評価について」のとおりとする。

(2)この実施要領については、各年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。